港区生活・就労支援センター事業運営及び被保護者就労支援・求人開拓業務委託 事業候補者選考 【第一次審査評価表】

項番・項目		頁番・項目	評価の視点	配点	評価係数	満点	中高 ^年 委員 I	F事業 委員 Ⅱ	まか匠		組合 委員 V	港支店合計
1 基本事項の評価【様式4~6(1)】												
	1	資格要件 (取得資格)	・管理者及び担当者の本業務に有効な専門能力・資格等が優れていると認められるか。 (事務局が客観的視点により採点) 各担当業務の資格要件を満たしている 5点 満たしていない 0点	5	×1	5	5	5	5	5	5	25
	2	専門技術力 (経験年数、実績)	・類似業務の実績を有しているか。 (事務局が客観的視点により採点) 必須事業(自立相談支援事業、住居確保給付金事 業、被保護者就労支援事業)を実施 1事業ごとに 加点2点 任意事業の実施 1事業ごとに加点1点	5	× 1	5	5	5	5	5	5	25
	3	専任性 (手持ち業務量)	・担当者が他の業務(案件)を担当せず、本件について専任となっているか。 (事務局が客観的視点により採点) 業務の偏りが見られる場合 減点1 区の想定する手持ち業務量より著しく算定が異なる場合 減点2	5	× 1	5	5	5	5	5	5	25
	4	実施体制の的確性 (予定担当者又は技術者の 動員計画)	・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。 (事務局が客観的視点により採点) 現運営人数の有資格者人数(職種問わず)より 4人以上増減がある 減点4 3人以上増減がある 減点3 2人以上増減がある 減点2	5	× 1	5	5	5	5	5	5	25
		20		20	20	20	20	20	20	100		
										満点	100	
2	◇玉担生	20=1/T									平均	20.0
2	企画提案											
1	実施方針に	ついて【様式6(2)~(3 I			1 1		I					
	(1)	事業実施に対する基本方針	現在の社会情勢や生活困窮者自立支援法の趣旨を踏まえた方針となっているか。 生活困窮者等が自立できるように支援していくために重視する点が具体的に記述されているか。 具体的かつ積極的なアウトリーチ支援の方針であるか。	5	×3	15	12	15	12	12	12	63
2 管理運営について【様式7】												
	(1)	人材育成	事業従事者に係る研修等の実施計画が具体的に記述 されているか	5	× 2	10	10	10	8	8	8	44
	(2)	相談者数増加時の取組	周知方法をはじめとした、相談者数増加時の取組が 具体的に記述されているか	5	× 2	10	8	6	6	6	6	32
	(3)	支援会議の開催補助	守秘義務を課した支援会議を開催するに当たり、対 象者の選定方法が具体的に記述されているか	5	× 1	5	5	3	4	3	3	18
	(4)	関係機関との連携	関係機関との連携や協力に関する考え方が具体的に 記述されているか 不足している社会資源の開拓に関する考え方が記述 されているか	5	× 2	10	8	6	8	6	8	36
3												
	(1)	個人情報保護	個人情報の管理体制・方法について具体的に記述されているか 事業従事者に対しての、守秘義務や個人情報管理に ついての研修・指導について具体的に記述されてい るか	5	× 1	5	4	5	5	4	4	22
	(2)	危機管理体制	苦情等トラブルの未然防止策及び対応策について記述されているか	5	× 2	10	8	8	10	8	8	42

項番・項目		評価の視点	配点	評価係数	満点	中高年	F事業[委員	まか匠		組合 委員	港支店
	本本米について 「「**」					女只 【	女只 II	工	IV	¥ V	合計
4 自立相談支援事業について【様式9】											
(1)	自立相談支援事業について	自立相談支援事業の実施の内容及び方法について、下記の点が具体的に記述されているか。 (1-1)想定する支援対象者及び支援手法について (1-2)地域における生活困窮者の適切な把握方法 (1-3)支援調整会議の運営方法 (1-4)必須事業及び3任意事業を一体的に実施することを活かした効果的な支援計画の作成手法 (1-5)効果的な就労支援手法 (1-6)支援終結後のフォローアップにおける、適切な見守りの方法 (1-7) アウトリーチによる相談支援の実施方法、頻度等	5	×3	15	15	12	12	12	12	63
(2-1) -ア	家計改善支援事業について 【生活困窮者】	想定する支援対象者及び支援手法について具体的に 記述されているか。	5	× 2	10	8	8	8	8	8	40
(2-1) -1	【生活保護受給者】	想定する支援対象者及び支援手法について具体的に 記述されているか。	5	× 2	10	6	8	8	8	8	38
(2-2) -ア	【生活困窮者】	想定する支援対象者及び支援手法について具体的に 記述されているか。	5	× 1	5	4	4	4	4	4	20
(2-2) -1	ひとり親家庭自立相談支援 事業について 【生活保護受給者】	想定する支援対象者及び支援手法について具体的に 記述されているか。	5	× 1	5	4	4	4	4	4	20
(3)		想定する支援対象者及び支援手法について具体的に 記述されているか。 路上生活者の巡回相談における支援手法について、 具体的に記述されているか。	5	×1	5	3	4	4	4	4	19
(4)	学習相談支援事業について	次の内容について具体的に記述されているか。 (4-1)想定する支援対象者及び支援手法 (4-2)学力向上以外の目的 (4-3)港区が実施する低所得世帯(生活保護受給世 帯含む)の中学生・高校生学習支援事業との連携方 法	5	× 2	10	6	8	8	8	6	36
(5)	住居確保給付金関係事業について	住居確保給付金の利用者への申請支援及び効果的な 就労支援等の手法を具体的に記述しているか。	5	×1	5	4	4	4	4	4	20
5 就労(準備))支援事業について【様式1	0]									-
(1-1)	被保護者就労支援事業につ いて	想定する支援対象者及び支援手法について具体的に 記述されているか。	5	× 2	10	10	8	10	8	8	44
(1-2) -ア	就労準備支援事業について 【生活困窮者】	想定する支援対象者及び支援手法について具体的に 記述されているか。	5	× 1	5	4	4	5	4	4	21
(1-2) -イ	就労準備支援事業について 【生活保護受給者】	想定する支援対象者及び支援手法について具体的に 記述されているか。	5	×1	5	4	4	5	4	4	21
(2)	 求人開拓業務について 	開拓手法、想定する支援対象者への求人情報提供方 法及び人情報の取扱いについて具体的に記述されて いるか。	5	× 1	5	4	3	4	3	3	17
(3)	みなとジョブスポットとの 連携	生活保護受給者等就労自立促進事業に基づいた連携 となっているか。	5	×1	5	4	5	5	4	4	22
一次審査 小計②		100		160	131	129	134	122	122	638	
		- 11				<u>-</u> .	<u>u</u>	<u>u</u>		満点	800
										平均	127. 6

								業者			
項	質番・項目	評価の視点	配点	評価係数	満点				て企業 委員		港支店 合計
3 見積額の	=====================================				I	П	Ш	IV	V	ны	
3 元傾領の	ot IIII						1	T	T		
1	見積価額	・参考事業規模に対する見積額により採点 (事務局が客観的視点により採点) 見積価額が想定される事業規模より 20%以上低い 0点 見積価額が想定される事業規模より 15%以上~20%未満 5点 見積価額が想定される事業規模より 10%以上~15%未満 10点 見積価額が想定される事業規模より 5%以上~10%未満 15点 見積価額が想定される事業規模より 5%以上~10%未満 15点 見積価額が想定される事業規模より 5%未満 20点	20	×1	20	20	20	20	20	20	100
一次審査 小計③					20	20	20	20	20	20	100
								満点 平均	100 20. 0		
	140		200	171	169	174	162	162	838		
満点 1,000 平均 167.6											
4 加点項目											
事務局採点配点(小計①+③)											
전적	区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点 (満点)の合計5%を加点	事務局採 点配点 の5%	× 5	10	該当する					10	
ワーク・ライ	イフ・バランス推進の 評価	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生 労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律 第120号)第13条の認定又は女性の職業生活に おける活躍の推進に関する法律(平成27年法律第 64号)第9条若しくは第12条の認定を受けてい る事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計 5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点	事務局採 点配点 の5%	×5	10	該当しない				0	
障害:	者雇用の評価	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点	事務局採 点配点 の5%	× 5	10		該当する				10
環境配	慮に対する評価	IS014001の認証等に参加している又はMINATO再エネ 100電力利用事業者認定を受けている事業者に、一 次審査合計点の5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点	事務局採 点配点 の5%	× 5	10		該	当しな	ل ۱		0
災害協	災害協定活動の評価 区と災害時における協定の締結がある場合又は区と 災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、一次審査合計点の5%を加点			× 5	10		該	当しな	ر۱ د	0	
	加点項目合計				50	4	4	4	4	4	20
一次審査合計(加点項目含む)					1050	175	173	178	166	166	858